

令和6年決算特別委員会〔総合政策部所管〕開催状況

開催年月日 令和6年11月12日(火)
 質問者 日本共産党 丸山 はるみ 委員
 答弁者 グローバル戦略推進監、外国人材担当局長
 外国人材担当課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 多文化共生施策について</p> <p>(一) 本道在留外国人の状況について それでは多文化共生施策についてお聞きします。 まず、本道在住の外国人の状況について、道内在留外国人の人数の推移を10年前との比較でお示しください。また、上位3番目までの国籍、在留資格別についても併せてお示しください。</p> <p>(二) 外国人住民の法的定義について それで、外国人住民の地方自治法における定義を確認したいんですけど、日本人住民と外国人住民で法的な違いなどはあるのでしょうか。</p> <p>(三) 外国人住民の人権について 住民は国籍要件に関係なく、住民として認められるということですが、外国人住民の人権についての道の認識を伺います。また、道の認識は道が策定した一連の計画においてどのように明文化されているのかお答えください。</p>	<p>(外国人材担当課長) 本道在留外国人の状況についてでございますが、国の統計によりますと、本道の在留外国人数は、令和6年6月末現在では、6万273人であり、10年前の平成26年6月末現在の2万3,144人から、3万7,129人の増加となっております。 国・地域別では、多い順に令和6年は、ベトナムが1万3,287人、中国が9,824人、インドネシアが7,676人、平成26年は、中国が9,909人、韓国・朝鮮が4,904人、フィリピンが1,296人となっております。 また、在留資格別では、令和6年は、技能実習生が1万6,075人、特定技能外国人が1万895人、永住者が6,614人、平成26年は、技能実習生が5,475人、永住者が4,566人、特別永住者が3,415人となっております。</p> <p>(外国人材担当課長) 外国人住民の法的定義についてでございますが、地方自治法第10条におきまして、第1項で「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。」とされ、第2項で、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」と規定されており、住民である外国人は、日本人と同様に、自治体から行政サービスを受ける権利を有するとともに、納税等の義務を負うこととなります。</p> <p>(外国人材担当課長) 外国人住民の人権についてでございますが、道では、本道の実情に即した人権教育、人権啓発に関する施策を推進するため、令和3年に「北海道人権施策推進基本方針」を改定し、人権が尊重される地域社会づくりに取り組んでいるところでございます。 外国人住民の人権については、本方針において、昭和53年の「基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても等しく及ぶ」との最高裁判所の認識を踏まえ、施策の展開方向として、「国際理解の促進と共生意識の醸成」や、「外国人が住みやすい地域づくり」などを掲げております。 道におきましては、こうした基本認識の下、「北海道グローバル戦略」や「外国人材の受入拡大・共生に向けた対応方向」において、多文化共生社会の実現に向けた相互理解の促進を図ることとし、様々な取組を推進しているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(四) 多文化共生に向けた対応方向の改善策について</p> <p>我が会派は先般ですね、岡山県総社市を訪れまして多文化共生施策について調査を行いました。こちらの多文化共生施策のきっかけは2008年のリーマンショックにより、多くの外国人労働者が解雇されてしまって、就労問題に留まらず、住宅、医療、保険、教育など、多岐にわたる問題が起ってきたということを受けまして、外国人住民の生活全般に関わる自立支援を行う目的で、人権まちづくり課に担当係を設置したことというふうに伺いました。</p> <p>北海道ですね、「外国人材の受入拡大・共生に向けた対応方向」は、もともと経済部に所管があった時代に策定され、主に労働力としての外国人材に焦点を当てたものであり、総社市と経過が大きく違うというふうに承知しておりますけれども、道作成のこの対応方向は、昨年度に改定を行っています。主にどのような改善強化を行ったのかお答えください。</p> <p>(五) 北海道外国人相談センターの体制等について</p> <p>北海道外国人相談センターの体制等についてですけれども、道のこの対応方向に、外国人が安全に安心して暮らせる環境を作るというのが、柱の1つとして明記されています。</p> <p>道では「北海道外国人相談センター」を設置し、北海道国際交流・協力総合センターに相談事業を委託していますが、昨年度と2019年度の相談者数と相談員の比較、また同センターにおける委託料の推移をそれぞれお示しください。</p> <p>(六) 相談体制の強化について</p> <p>外国人住民の人口が急激な勢いで伸びている中で、相談の中核を占める北海道外国人相談センターの体制強化は喫緊の課題であると思います。相談員体制の体制強化について、早急に検討を行う必要があるのではないのでしょうか。お答えください。</p> <p>(七) 相談内容の分析について</p> <p>相談センターでは、行政手続きをはじめ様々な相談に応じています。道ではセンターに寄せられた相談内容から傾向をどのように分析し、北海道として必要な施策にこれまでどのように活かしてきたのかお答えください。</p>	<p>(外国人材担当課長)</p> <p>「対応方向」の見直しについてでございますが、道では、特定技能制度の創設に伴い、本道の在留外国人の増加が見込まれる中、外国人の方々の円滑な受入れや多文化共生の実現に向けた環境づくりを進めるため、平成31年に「外国人材の受入拡大・共生に向けた対応方向」を策定し、5項目の基本方向に基づき、「外国人と共に暮らすことの重要性を理解できる環境づくり」や「外国人が安全に安心して暮らせる環境づくり」など様々な取組を推進しているところでございます。</p> <p>この「対応方向」は、主な施策や関連する事業の実施状況を反映するため、毎年度、ローリングを行っており、昨年度は、各地域で日本語教育を推進する人材を育成する研修の実施や外国人材の働きやすい就業環境づくりに向け、人権に配慮した取組を行っている道内企業等を紹介する北海道人権配慮企業登録・紹介制度を新たに関連事業として追加したところでございます。</p> <p>(外国人材担当課長)</p> <p>外国人相談センターの体制等についてでございますが、道では、令和元年8月、北海道外国人相談センターを設置し、外国人の方々からの様々な相談に対応してきたところでございます。</p> <p>一ヶ月当たりの平均相談件数は、令和元年度が68件、令和5年度は210件となっており、また、相談員数は、令和元年度が12名、令和5年度は26名となっているところでございます。</p> <p>委託料につきましては、令和元年度が、8月の開設以降8ヵ月間の運営として、1,660万円、令和5年度は、2,440万円となっているところでございます。</p> <p>(外国人材担当局長)</p> <p>相談体制の強化についてでございますが、道におきましては、複雑・多様化する相談ニーズや相談件数の増加にきめ細かく対応するため、より多くの言語での対応が可能となるよう、相談員の増員や電話通訳システムの導入などの対応を行っているところでございまして、今後とも、出入国在留管理庁や行政書士会などにも協力いただきながら、外国人相談体制の充実に取り組んでまいります。</p> <p>(外国人材担当課長)</p> <p>相談内容を踏まえた対応についてでございますが、相談センターに寄せられる相談内容については、在留資格の変更手続、労働条件、社会保険、税金、運転免許の更新手続や、医療、介護に関する事など生活全般にわたっていることから、行政書士会や税理士会、社会保険労務士会などに連携・協力いただきながら、必要な情報提供に努めるとともに、相談者からの災害に対する不安の声を踏まえ、ハイエックと「災害時の外国人支援に関する協定」を締結し、外国人を対象とした避難訓練を実施するなど災害対応の強化を図っているところでございます。</p> <p>また、在留外国人が増加する中、言語の問題に関する声も寄せられており、道では、本年8月、「北海道における地域日本語教育の推進に関する基本的な方針」を策定し、地域のニーズを踏まえながら、日本語教育に関する施策の推進を図っているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(八) 日本語教室の状況について</p> <p>外国人住民が日本で安心して暮らしていく上で文化や言語についての課題は避けて通れません。北海道では日本語教育の推進を「北海道における地域日本語教育の推進に関する基本的な方針」に位置づけていますが、昨年度、日本語教室設置件数、設置市町村数、空白市町村数を2019年度との比較でお示しください。</p> <p>また、全道在留外国人の人口比率は1%を超えてますが、外国人人口比率が2%を超える市町村において日本語教室空白自治体数とその率も併せてお示しください。</p> <p>外国人住民の比率が一定程度高くても日本語教室が無い自治体があるということが分かりました。日本語を教える方々は教師を退職した方であったり、地域住民などのボランティアで支えられています。しかし高齢化が進み、市民頼みの現状では、日本語教育の仕組み自体が瓦解しかねないというふうに思います。</p> <p>(九) 団体等からの要望について</p> <p>道では、地域日本語教育の体制づくり推進事業において総合調整会議を設置し、日本語教育を担う市民団体にも参加してもらって意見交換を行う等の取組を行っていると思っておりますが、民間団体の方々からはどのような意見要望が出て、どのように対応しているのかお答えください。</p>	<p>(外国人材担当課長)</p> <p>日本語教室の状況についてでございますが、道内の日本語教室の設置件数は、令和元年度が30件、令和5年度が42件、設置市町村数は、令和元年度が14市町村、令和5年度が25市町村、未設置市町村数は、令和元年度が165市町村、令和5年度が154市町村となっております。</p> <p>また、令和6年1月1日現在の住民基本台帳人口における外国人住民の比率が2%を超える56市町村のうち、日本語教室が未設置の市町村数は48であり、その割合は約85%でございます。</p> <p>(外国人材担当課長)</p> <p>日本語教育に関する民間団体等からの要望についてでございますが、道では、令和5年度より、日本語教育に携わる様々な分野の有識者等で構成する「北海道日本語教育推進会議」を開催し、北海道の実情に応じた日本語教育を推進するため、本道の日本語教育の体制づくりなどについてご意見をいただいているところでございます。</p> <p>会議におきましては、地域において日本語教室を運営する団体の代表の方などから、日本語を教える人材が不足している、「夜間に学びたい」といった外国人のニーズに対応できていない、単なる学習の場のみではなく、交流の場として位置づけることが必要といった意見をいただいております。道では、こうした声を踏まえ、地域における日本語学習のサポートの仕方について初心者にも分かりやすい講座を開催するなど、日本語学習の支援者の養成を進めるとともに、外国人が企画に参加する地域イベントをモデル的に開催するなど地域の実情を踏まえた対応に努めているところでございます。</p>
<p>(再質) 団体等からの要望について</p> <p>日本語学習の支援者が不足している、そして養成を行うということですが、道の計画ではどれだけの期間でどれだけの人数を養成するという目標が明示されておられません。</p> <p>また、外国人が増加している地域で日本語教室が空白になっている市町村も残されており、特に対策の必要な地域の目標と具体策を明らかにして取り組むべきだと考えますが、目標が示されないのはなぜなのでしょう。</p>	<p>(外国人材担当課長)</p> <p>日本語教育の体制づくりについてでございますが、多文化共生の実現に向けては、日本語学習を希望する外国人の方々、それぞれの地域において、継続的に学ぶことが可能となる学習環境を提供していくことが重要でございます。</p> <p>一方で、本道の日本語指導者は、都市部に集中する傾向にあり、北海道で暮らす外国人の方々が、道内全域に分散する中、持続的な日本語教育環境を構築していくためには、日本語教育に携わる方々の多寡といった視点のみではなく、限られた人材が広域に活動できるよう、市町村や国際交流団体などが連携した体制づくりや、ICTの活用による遠隔での学習機会の提供など、様々な取組を一体的に推進することが重要であり、道としては、こうした視点に立ち、引き続き、日本語教育に携わる方々の声をお聞きしながら、地域の実情に応じた取組を推進してまいりたいと考えております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(十) 日本語教育の取り組み推進について</p> <p>日本語教室の拡大の前提は実際に日本語を教える方々の確保にかかっていると思います。現状の対策のままでは、空白自治体の解消につながらず、具体的に新たに設置するための目標と具体的な手立てを取らなければ、急速な外国人口の増加に伴う必要量をカバーできずに問題が深刻化する懸念は拭えないと思います。</p> <p>地域が主体となって外国人に日本語教育を提供できる体制を整備することが体制づくり推進事業の目的ですが、地域任せにせず地域と一体で道がイニシアチブを取ることこそ必要ではないでしょうか。現行事業の終了待ちにせず、当事者の意見も踏まえ、取組を加速度的に進めるべきではないかと思いますが見解を伺います。</p>	<p>(外国人材担当局長)</p> <p>日本語教育の推進についてでございますが、外国人の方々が、安心して暮らしていただくためには、日常のコミュニケーションに必要な日本語を身に付けていただくことが重要でございます。</p> <p>このため、道では、道内各地域で日本語学習を提供できる体制の整備を促進することが重要と考えており、昨年度、北海道の日本語教育における総合調整の場として「推進会議」を設置するとともに、日本語教育総括コーディネーターを配置し、地域の課題解決に向けた助言サポートを行うなど、相談・支援体制の構築に取り組んでいるところでございます。</p> <p>道といたしましては、今後も、市町村や関係機関などと連携しながら、より多くの方々に日本語学習に携わっていただけるよう指導者育成に努めるとともに、日本語教室を設置することが困難な地域に向け、ICTを活用した学習機会の提供について検討を進めるなど取組の強化を図ってまいります。</p>
<p>(十一) 「外国人と共に暮らすことの重要性を理解できる環境」の定義について</p> <p>道の「対応方向」に掲げる「取組の基本方向」の柱の一つに「外国人と共に暮らすことの重要性を理解できる環境をつくる」とあります。このカテゴリーには、外国人に対する差別偏見をなくし、日本人・外国人共に同じコミュニティで共生を目指すという概念が含まれると考えますが、道の認識を伺います。</p>	<p>(外国人材担当課長)</p> <p>「外国人と共に暮らすことの重要性を理解できる環境づくり」についてでございますが、道は、地域において、日本人住民と外国人住民が文化、習慣等の壁を乗り越えて、共に暮らしていくことが重要との認識の下、「外国人材の受入拡大・共生に向けた対応方向」に示す「取組の基本方向」の一つに、「外国人と共に暮らすことの重要性を理解できる環境づくり」を掲げているところでございます。</p>
<p>(十二) 相互理解事業について</p> <p>道において実施してきた相互理解事業の実績について伺います。</p>	<p>(外国人材担当課長)</p> <p>相互理解の促進についてでございますが、道では、これまで、外国人住民と日本人住民の相互理解の促進に向け、多文化共生社会の形成に係る先進事例集を作成するとともに、地域に外国人を受け入れる環境づくりに向けた講演会の開催や相互にコミュニケーションを取るための「やさしい日本語」の研修会や交流イベントなど、様々な取組を実施しているところでございます。</p>
<p>(十三) 外国人差別根絶に向けた取り組みについて</p> <p>外国人差別の根絶に向けた取組についてなんですけれども、外国人住民の拡大に伴って、無理解、偏見等から外国人住民への差別感情が生まれたり、ヘイトスピーチが起きるなど、地域社会の分断につながる例は他県においても見られます。多文化共生を目指す上で、外国人差別、ましてヘイトスピーチなどは絶対にあってはならず、外国人施策を所管する総合政策部として外国人差別・ヘイトスピーチは許さないとする断固とした姿勢を示す必要があると考えます。早期に道の方針に反映をさせて、相互理解事業を文字通り相互理解と差別を許さない情報発信や交流事業として取り組むべきだと考えますが、見解を伺います。</p>	<p>(外国人材担当局長)</p> <p>外国人に対する差別的言動についてでございますが、差別的言動は、受ける人の尊厳を著しく傷つけ、また、周囲をあまり、差別意識を拡大することになりかねず、あってはならないものと認識しております。</p> <p>このため、道におきましては、「北海道人権施策推進基本方針」において、地域、家庭、学校、職場が連携・協力して人権教育を推進するとともに、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、文化の違いや多様性を尊重するための国際理解教育が必要であるとの認識を示した上で、本道の国際関連施策の基本的指針でございます「北海道グローバル戦略」や「外国人材の受入拡大・共生に向けた対応方向」におきまして、多文化共生社会の実現を施策の柱に位置づけながら、相互理解の促進に向けた様々な事業を進めているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(十四) 多文化共生施策の推進について</p> <p>北海道においても他県同様に外国人住民の急速な拡大が見られ、これに伴う行政サービスの多様化が進んでいます。ただ現行のままではですね、対応が不足しているのではないかと思います。</p> <p>重要なことは外国人住民を単なる労働力としてのみとらえるのではなく、同じ地域住民としてとらえて、外国人であるが故の不都合を生じさせない行政サービスを提供することが道の責務ではないでしょうか。他県、他市町村の取り組みをより研究し、道としての取り組みをさらに強化すべきであると考えますが、グローバル戦略推進監の見解を伺います。</p> <p>道内に暮らす外国人も日本人と同じく住民であることが明らかになりました。相互理解促進とともに生活環境や人権擁護などあらゆる面での取組が重要になります。今回指摘した事項を含め、対策の強化を求めて、次の質問に移ります。</p>	<p>道といたしましては、今後とも、外国人の地域の受入に係るセミナーや講演会など様々な機会を活用しながら、関係機関と連携し、ヘイトスピーチは許さないという認識を広める啓発に努めるとともに、お互いの文化や慣習などを理解し合う交流機会づくりや、根拠のない誹謗中傷の防止に向けたSNSによる情報発信など、外国人への差別的言動の撲滅に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>(グローバル戦略推進監)</p> <p>多文化共生社会の実現に向けた取組についてですが、本道には、現在、6万人を超える外国人の方々が生活しておられ、在留資格も、技能実習や特定技能の他、留学や文化活動など様々な分野にわたっております。</p> <p>近年は、就労や技能習得を目的とした在留が増加傾向にあります。本道において、外国人の一人ひとりが、大切な地域の一員として尊重をされ、安心して学び、働き暮らすことができる環境づくりが重要と認識をしており、道といたしましては、今後とも、他の自治体の先進事例なども参考にしながら、市町村や関係団体との連携を一層密にし、受入環境の整備促進に努めてまいります。</p>